平成２３年（フ）第１８９号
静岡県浜松市北区三ヶ日町福長1215番地の34
債務者　遠藤　款夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
静岡県浜松市中区上島２丁目13番15号　ガイアパレス上島201号
債務者　猪飼美智代
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
長崎県佐世保市天神３丁目17番５号、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町113番地18
債務者　酒井　政子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市松瀬町978番地１　片渕アパート３号
債務者　岡　　幸助
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
北海道帯広市西20条南５丁目２番５号　コーポ智－Ｃ
債務者　渡辺　範夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
北海道帯広市白樺16条西17丁目７番地１
債務者　岩上　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市木宮町５番19号
債務者　福田　爲夫
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
静岡県藤枝市田沼２丁目７番16号　レオパレス藤枝田沼102号室
債務者　山口美幸こと　徐　　美幸
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５号
静岡市清水区草ヶ谷57番地の15
債務者　伊藤まき子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５４号
東京都国立市西１丁目７番地の５グリーンハイツ国立102
債務者　飯田　香織（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６０号
東京都八王子市北野町562番地11
債務者　小池　久子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１７４号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区19棟203号
破産者　清宮　　正
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７５号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区19棟203号
破産者　清宮ふさ子
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９４号
群馬県前橋市河原浜町613番地１　リバティ203号、開始決定時の住所群馬県前橋市粕川町新屋781番地２
破産者　天沼　絹代
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７４号
群馬県伊勢崎市三室町5757番地１　ＣＯＣＯＯＮ11ＭＩＭＵＲＯ204
破産者　津田　大地
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
埼玉県熊谷市柿沼894番地７
破産者　有限会社ニチレイ設備
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部